
広島市における地域生活支援拠点等の 整備状況について

平成30年10月22日
広島市障害自立支援課



広島市の概要

- 人口：119万3,556人
- 世帯数：560,466世帯
- 面積：905.41 km²
- 行政区：8区
- 障害者手帳の所有者
 - ・ 身体：41,494人
 - ・ 療育：8,729人
 - ・ 精神：14,986人

(平成30年3月末現在)



行政区ごとの概要

(人)

区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
人口	132,799	120,769	142,150	189,860	243,367	145,933	80,205	138,473
手帳所有者	身体	4,951	4,458	5,390	6,130	6,954	2,921	4,683
	療育	925	975	1,127	1,288	1,550	640	972
	精神	1,887	1,624	1,860	2,610	2,552	1,052	1,603

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

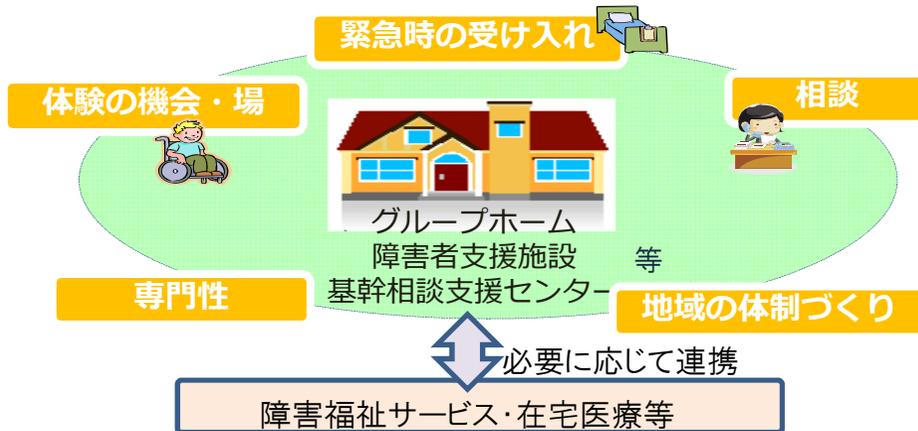
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

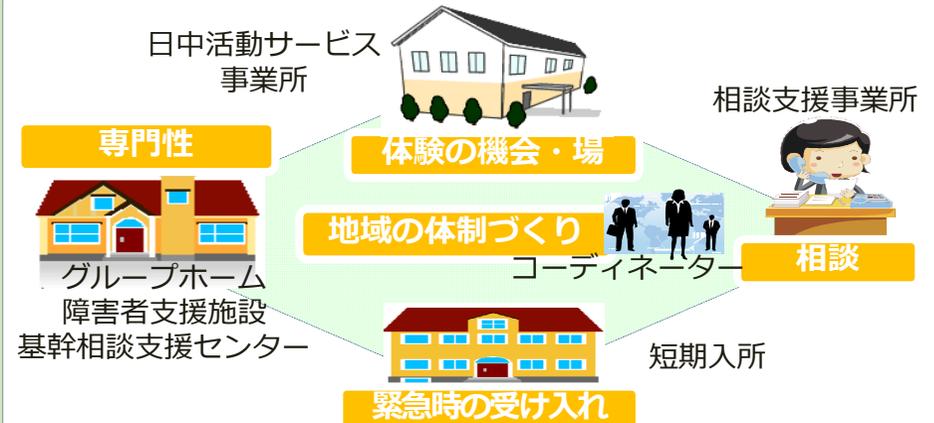
市町村(圏域)

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
 - ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
 - ・ 現状や課題等を把握、共有
- 広島市-3

広島市における地域生活支援拠点の整備について

1 概要（国の考え方）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

2 本市の整備方針

基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の面的整備事業として、各区に設置することとし、当面、平成29年度までに1か所整備することを目指すこととした。

（建物としての「拠点」は置かず、既存事業に地域生活支援拠点として備える機能に係る事業を加えることにより、面的な体制整備を行う。）

3 整備に向けた検討経過等

(1) ニーズ調査の実施

平成28年6月、広島市自立支援協議会地域部会（各区の保健福祉課及び基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等により構成）に対して、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源についての調査を依頼し、回答を取りまとめた。

(2) 地域生活支援拠点として整備する機能の整理

前記(1)のニーズ調査の結果を踏まえ、既存施策と地域生活支援拠点として整備（追加）すべき機能を整理した。

ア コーディネート機能【基幹相談支援センターの機能強化（地域団体等との連携強化、防災に関する連携強化等）】

コーディネーターの配置等により地域の障害者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能（コーディネーターに係る人件費）

イ 24時間対応可能な相談支援体制

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障害者やその家族からの相談に応じる機能（相談対応に係る人件費）

ウ 24時間対応可能な緊急時の受入体制

地域で生活する障害者の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能（一時受入できる場（短期入所先等）を確保するための費用）

エ 相談支援専門員をはじめとした障害福祉サービス事業所職員のスキルアップ【基幹相談支援センターの機能強化（各地域の実情に応じた障害児者支援に係る研修企画等）】

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障害者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能（研修費用）

※ 下線部は予算措置を伴うもの。

(3) 地域生活支援拠点検討部会の設置

平成28年12月に、広島市における地域生活支援拠点の整備に関する基本的事項等の検討を行うため、地域生活支援拠点検討部会（以下「部会」という。）を設置し、計4回にわたり検討を行った。検討結果については以下のとおり。

なお、検討結果については広島市自立支援協議会に報告し、そこで出された意見も反映させた。

ア 業務委託先

広島市障害者基幹相談支援センター業務受託法人とする。

イ 地域生活支援拠点整備の基本的な枠組み

上記アの業務委託先に、「地域体制整備コーディネーター（仮称）」を1名配置し、基幹センター職員と一体となって、次の業務を行う。

- (ア) 夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保
- (イ) 緊急時の受入れ・対応体制の確保
- (ウ) 地域住民等による障害者支援体制の整備

なお、各区の地域性や地域資源の状況等の違いに対応するため、各区の障害者自立支援協議会地域部会において、当該業務の具体的な実施方法等について検討する。

（別紙1「地域生活支援拠点機能を有する障害者基幹相談支援センターのイメージ」参照）

ウ 委託事業者選定方法

各区の障害者自立支援協議会地域部会において、事業実施方法や受託法人等について検討し、受託意向のある地域部会の提案内容を基に、広島市障害者自立支援協議会におけるヒアリング・評価の結果を経て選定する。

エ その他

地域生活支援拠点の整備に合わせ、本市における相談支援体制の活性化・充実化を図るために障害者相談支援事業の業務内容及び業務委託内容を見直すこととした。

（別紙2「障害者相談事業体制の見直しについて」参照）

(4) 業務委託先の決定等

地域部会での検討結果を踏まえ、広島市自立支援協議会において、平成30年1月～2月にかけて業務委託先の選考を行い、以下のとおり決定した。

ア 業務委託先

医療法人社団更生会 草津病院（相談支援事業所ネクストライフ）

基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所を運営する事業者（13か所）全てに意向確認を行い、事業実施を希望する事業者について広島市自立支援協議会で事業内容を評価し、最も評価の高い事業者を委託先として選定することとした。その結果、3事業者から応募があり、評価の最も高かった上記の事業者を業務委託先として選定した。

イ 実施時期及び実施区

平成30年3月1日から西区において実施

上記アの業務委託先において、精神保健福祉士及び社会福祉士の資格を有し、地域で暮らす障害者に対応できる常勤専従の「地域体制整備コーディネーター」1名を配置し、相談支援事業所ネクストライフの職員と一体となって、次の業務を行う。

(ア) 夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保【相談】

事前登録者を対象として、草津病院の看護師による夜間・休日の連絡体制及び施設職員による当直・休日の勤務体制を活用し、24時間365日の切れ目のない連絡体制を確保する。

(イ) 緊急時の受入れ・対応体制の確保【緊急時の受入れ・対応】

- ① 事前登録者に対する具体的な対応方法を記載した「緊急対応プラン」を作成し、緊急時に効果的に受入れ・対応ができるよう備える。
- ② 自らの短期入所施設（梅の里）において、新たに緊急用の空室（1室）を確保し、受入れを実施する。将来的には（新病棟完成後）、少なくとも5室を追加する。
- ③ 草津病院の構築した医療ネットワークを活用した緊急時の対応を実施する。

(ウ) 地域住民等による障害者支援体制の整備【地域の体制づくり】

- ① 地域体制整備コーディネーターが民生委員・児童委員と連携して障害者宅へ訪問し、課題やニーズを把握するとともに、必要な情報提供や障害福祉サービス等の導入を検討する。
- ② 広島市西部認知症疾患医療センター（広島市委託事業）で構築した地域包括支援センターとの連携体制を活用し、地域向けのセミナーを開催する等、地域住民への理解促進を図る。

4 今後の整備予定

西区における実施状況等を踏まえ、平成35年度（2023年度）までに、全区に整備していく予定。

5 地域生活支援拠点事業の実施状況について

（医療法人社団更生会 草津病院（相談支援事業所ネクストライフ）から報告していただきます。）

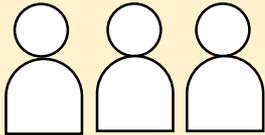
地域生活支援拠点機能を有する 広島市障害者基幹相談支援センターのイメージ

- ・ 特定、一般、障害児のすべての指定相談支援事業を実施する事業者にも業務委託する。
- ・ 広島市障害者基幹相談支援センター運営業務を専従で行う常勤職員を3名（基幹センター業務を担当する相談支援専門員2名、地域体制整備コーディネーター1名）配置する。
- ・ 地域生活支援拠点に係る業務のうち、夜間・休日の連絡対応及び緊急対応については、障害者基幹相談支援センター職員の外、法人が運営する他事業・他業種の職員と連携して対応することは差し支えない。

広島市〇〇区障害者基幹相談支援センター (△△相談支援事業所)

指定相談支援業務

指定相談支援事業所
(特定・一般・障害児)

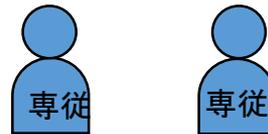


管理者(センター長)
常勤専従の相談支援専門員 1名以上

指定相談支援事業者として
計画相談支援等を実施

広島市障害者基幹相談支援センター運営業務

障害者基幹相談支援センター業務担当



常勤専従の
相談支援専門員 2名以上

地域生活支援拠点業務担当



常勤専従の
地域体制整備コーディネーター1名
(資格の有無は問わない)

【広島市障害者基幹相談支援センター運営業務】

- 障害種別を問わない相談支援
- 相談支援事業者の人材育成
- 専門機関とのネットワーク構築
- 自立支援協議会地域部会運営
- 地域生活支援拠点運営業務
 - ・ 夜間・休日における連絡対応
 - ・ 緊急時の受入・対応体制確保
 - ・ 地域における障害者支援体制の確保

広島市における障害児者相談支援体制

広島市では、障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な相談から専門的な相談まで幅広くお応えするため、以下の重層的な相談支援体制を構築しています。

障害のある方やご家族への直接的な相談支援だけでなく、障害のある方の地域生活を支援している医療、福祉、教育、就労などの様々な関係機関との連携強化を図ることにより、地域の相談支援体制の充実を図ります。

中区		東区		南区		西区		安佐南区		安佐北区		安芸区		佐伯区	
基幹センター	委託相談	基幹センター	委託相談	基幹センター	委託相談	★基幹センター	委託相談	基幹センター	委託相談	基幹センター	委託相談	基幹センター	委託相談	基幹センター	委託相談
<p>広島市障害者相談支援事業所（委託相談）</p> <p>広島市障害者基幹相談支援センター（基幹センター）</p> <p>～ 障害種別を問わない相談支援（ワンストップ相談） ～</p> <p>それぞれ各区1か所 （市内16か所）</p>															
<p>地域活動支援センターI型事業所（市内4か所）</p> <p>～ 主に精神保健福祉に関する専門相談 ～</p>															
<p>広島市こども療育センター（市内3か所）</p> <p>～ 障害児・療育に関する専門相談 ～</p>															
<p>広島市重症心身障害児者相談支援センター（市内1か所）</p> <p>～ 重症心身障害に関する専門相談 ～</p>															

主な業務
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な相談支援 <ul style="list-style-type: none"> 一般的な相談・権利擁護・ケアマネジメント支援等 ○ 地域の相談支援体制の整備・充実に関すること <ul style="list-style-type: none"> 指定相談支援事業者の人材育成、専門機関との連携等 … ○ 広島市障害者自立支援協議会地域部会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ※ 各区の委託相談、基幹センターが協力して実施 ★ <u>地域生活支援拠点運営業務（H30年度現在は西区のみ）</u> <ul style="list-style-type: none"> 夜間休日の相談対応・緊急時の受入体制の確保 ・ 障害者地域支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な相談、ピアカウンセリング … ○ 創作的活動や生産活動の場提供等 ○ 精神保健・医療・福祉に関するネットワークづくり
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者相談支援事業 … ○ 障害児等療育等支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な相談、ピアカウンセリング ○ 重症心身障害児者を支援する事業者等への助言・支援 … ○ 重症心身障害児者の支援体制の充実に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児者地域生活支援協議会 等

広島市西区における 「地域生活支援拠点」運営状況

広島市西区障害者基幹相談支援センター
地域体制整備コーディネーター
伊藤 志麻穂

広島市西区の状況

西区人口 : 18万9860人

身体障害者手帳交付者数 : 6,130人

療育手帳交付者数 : 1,288人

精神障害者保健福祉手帳交付数 : 2,610人

(いずれも平成30年3月末現在)

● 広島市の行政区



在宅における障害福祉
サービス利用者:約1,200人
特定相談支援事業所:6か所
短期入所事業所:8か所

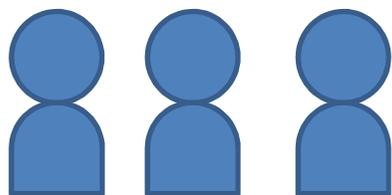
「地域生活支援拠点」受託事業所について

受託法人：医療法人社団更生会

実施事業所：ネクストライフ(相談支援事業所)

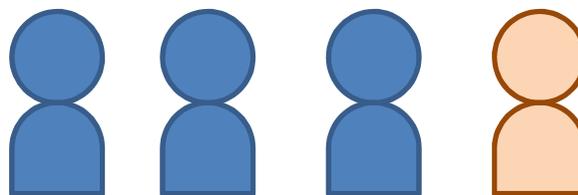
広島市西区障害者基幹相談支援センター(ネクストライフ)

指定相談支援業務
(特定・一般・障害児)



相談支援専門員
3名

障害者基幹相談支援センター業務



相談支援専門員3名
地域体制整備コーディネーター1名

業務内容

夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保

- 夜間:17:15～翌日8:30
- 休日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始

緊急時の受入れ・対応体制の確保

- 緊急対応プランに基づく対応
- 関係機関と連携し緊急時に支援を確実につなぐ仕組み作り

地域住民等による障害者支援体制の整備

- 民生委員児童委員、社協、自治会等と障害者の橋渡し
- 地域住民等による障害者の支援、見守り体制の構築

障害者自立支援協議会地域部会における検討

、 は事前登録者を対象とする

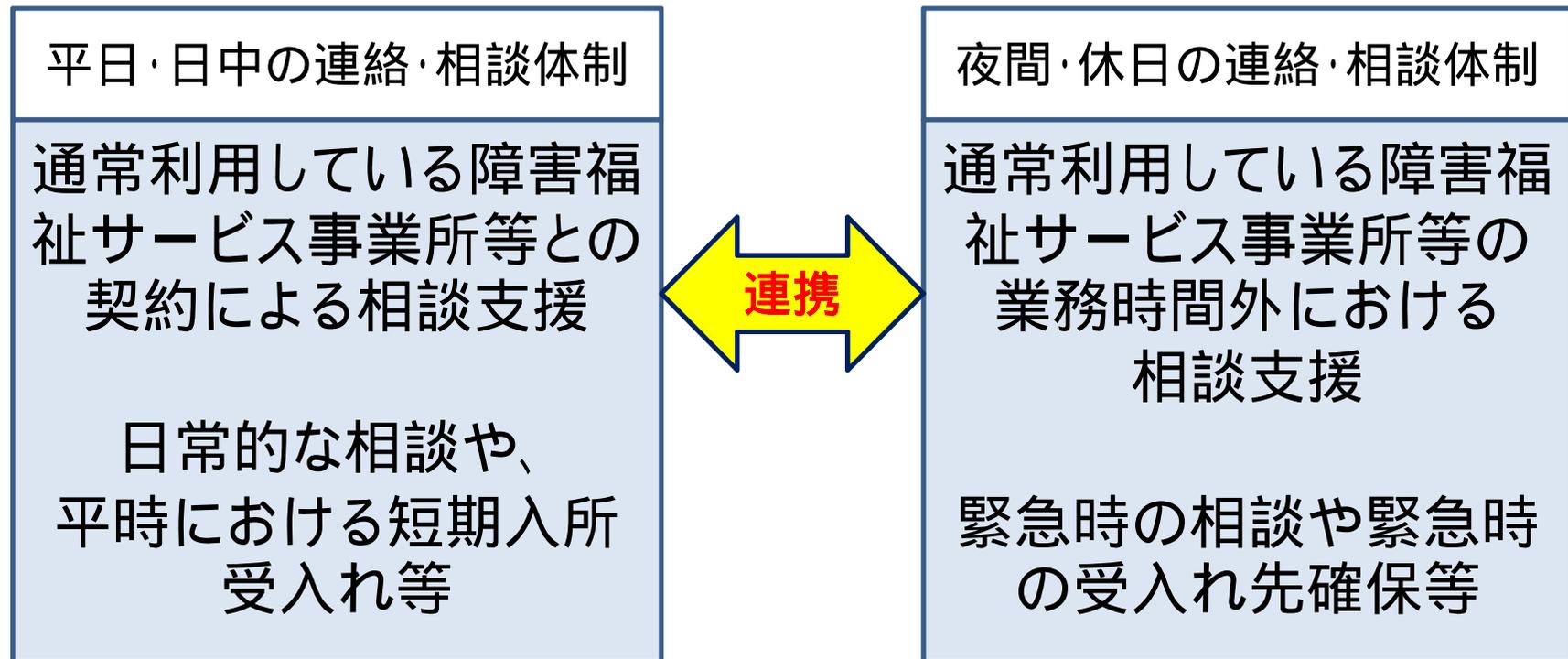
事前登録者について

広島市西区在住

単身生活者であり、連絡体制や緊急時に支援が必要な方

同居家族等が障害、高齢、疾病のため、当該家族から支援を受けることが困難な方

夜間・休日における 切れ目のない連絡体制



24時間365日の相談・支援体制を確保

緊急時の受入れ・対応体制

1

- 通常利用している短期入所施設での受入れ

2

- 当法人が運営する「梅の里」(短期入所施設)の緊急用居室での受入れ

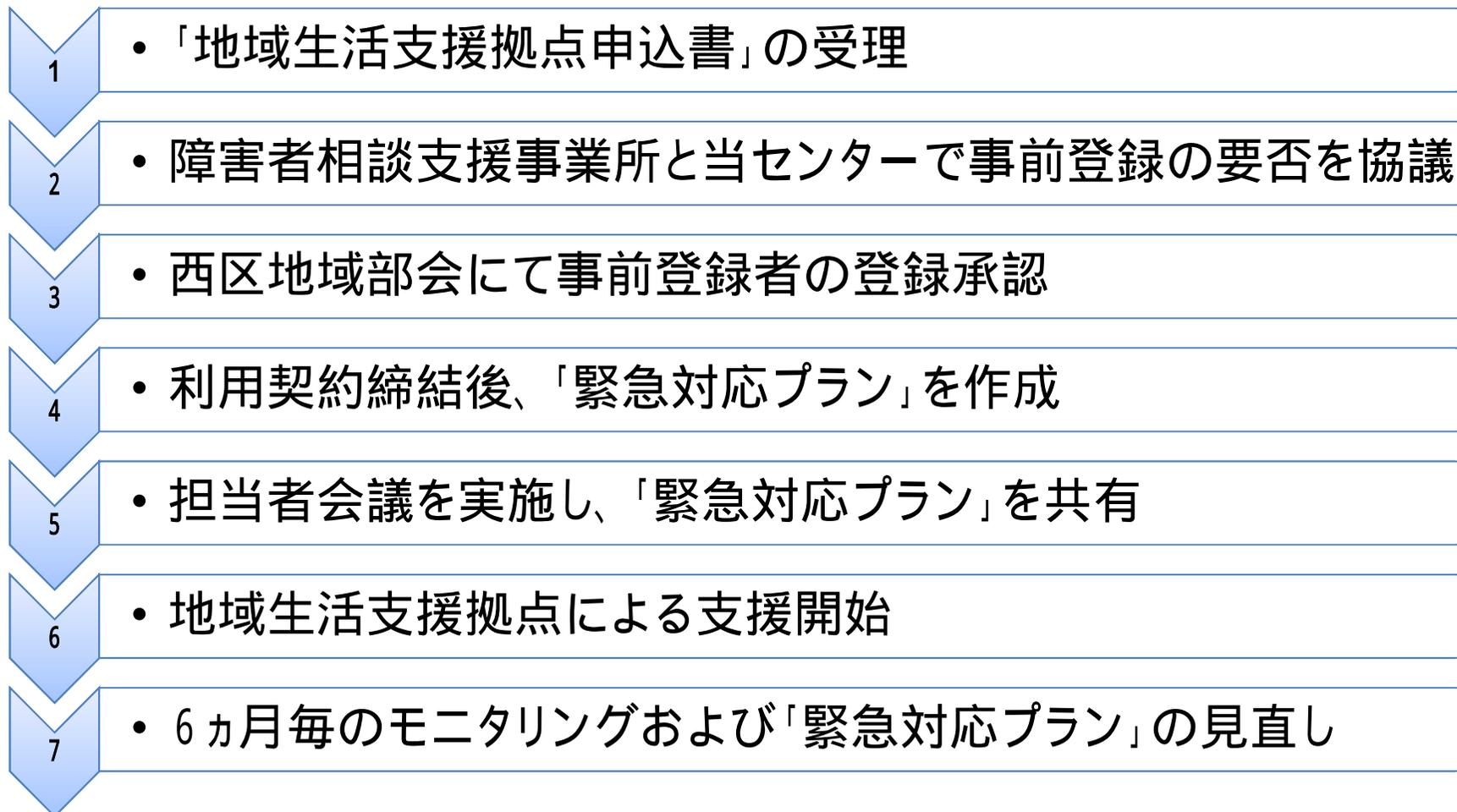
3

- 当センター内での一時的な滞在も可能

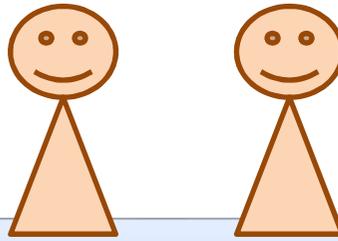
4

- 必要に応じて医療への繋ぎを行う

緊急時の受入れ・対応の流れ



障害者・家族



日常的な相談、助言、短期入所受入、将来に対する備えを一緒に考える等の支援

通常利用している事業所・相談支援事業所等による支援

通常利用している事業所が対応できない時間帯等における支援

休日・夜間における地域生活支援拠点における支援

緊急対応プランに基づく支援

事前に想定した緊急事態が発生した際に緊急対応プランに基づく支援

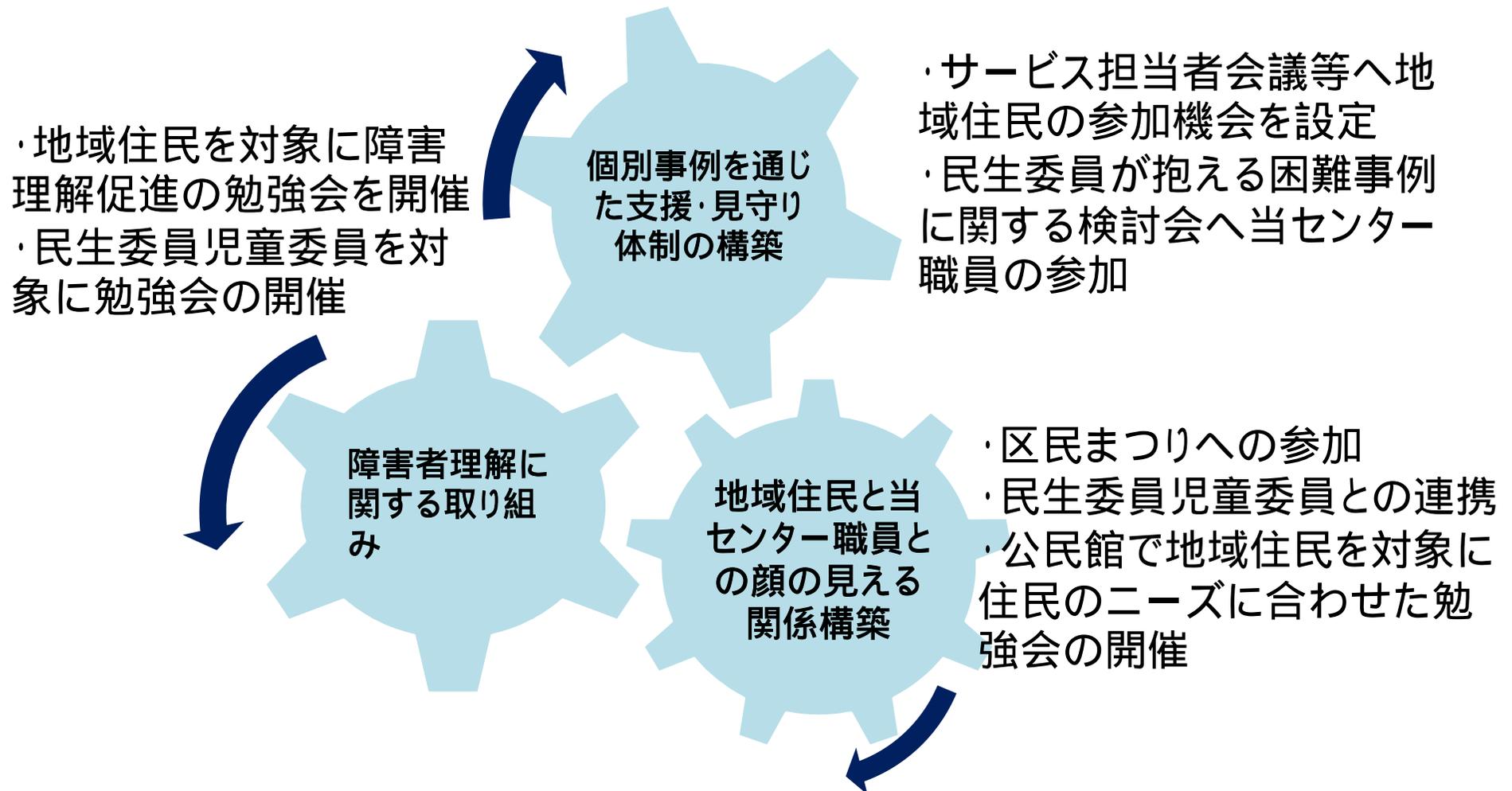
緊急対応プランでは対応が難しい場合(受入先がない、医療的対応必要等)の支援

地域生活支援拠点受託法人による支援

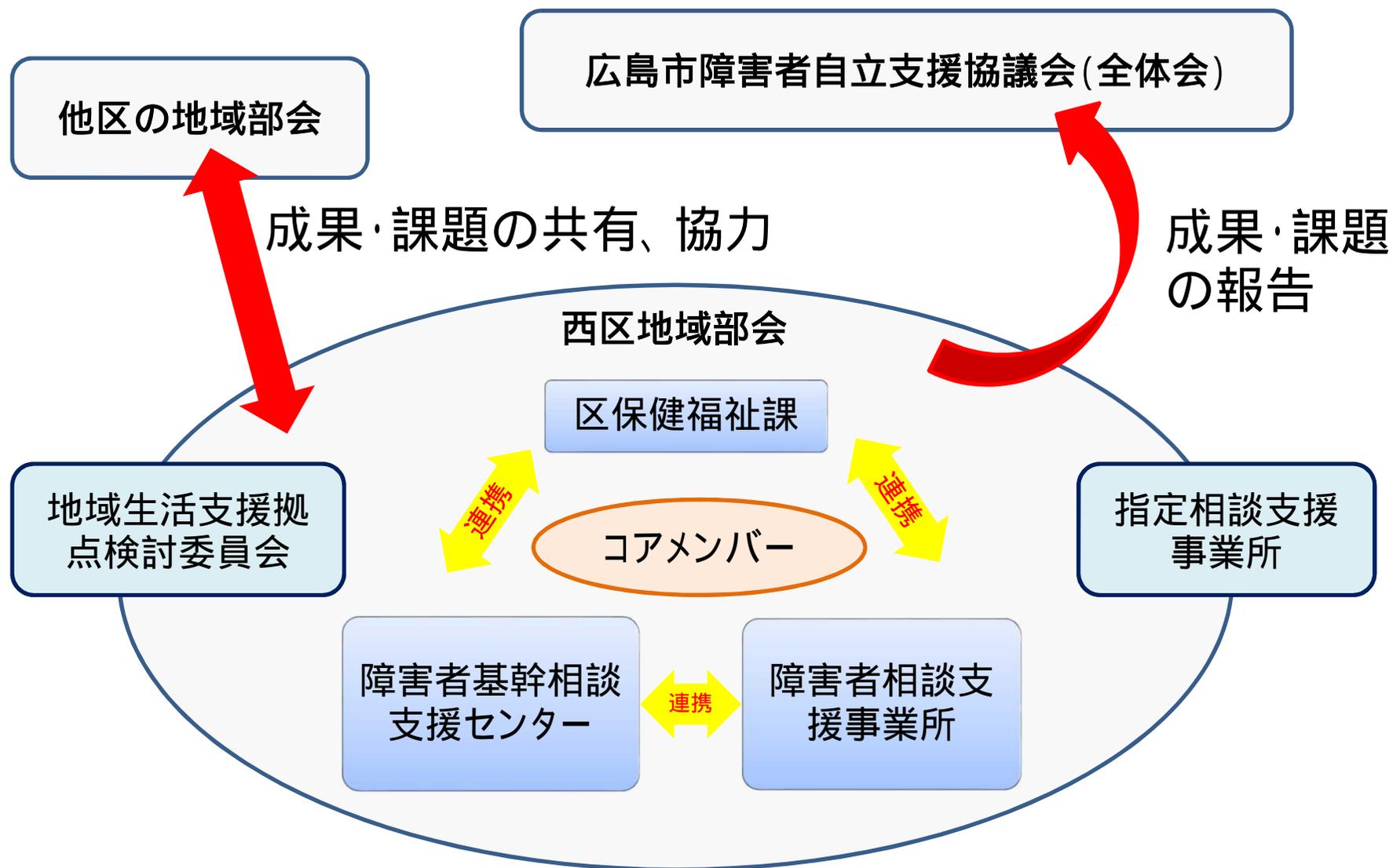
地域生活支援拠点に使用する帳票

- 1 . 地域生活支援拠点事業申込書
- 2 . 地域生活支援拠点事業契約書
- 3 . 個人情報使用同意書
- 4 . 事前登録者基本情報
- 5 . 事前登録者緊急時連絡票
- 6 . 緊急対応プラン
- 7 . 支援経過記録

地域住民等による障害者支援体制の整備



障害者自立支援協議会地域部会における検討



事前登録の状況

障害種別	身体	精神	知的	身・知	身・精	難病
	0人	11人	2人	1人	1人	1人

年代	20代	30代	40代	50代	60代
	1人	1人	3人	5人	6人

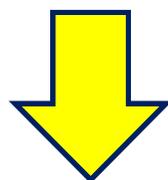
世帯構成	単身	同居
	9人	7人

性別	男性	女性
	8人	8人

(平成30年10月1日現在)

事前登録の過程で見えてきたこと

多機関、多分野の関係者が、
世帯(全体)が抱える課題について共通認識を持ち、
互いに連携、役割分担し、
総合的かつ包括的な支援を提供する必要性



緊急時の対応を考えることで
今すべきことが明確になる

今後の課題

1. “将来への備え”に対する意識が十分でないこと
2. 「地域生活支援拠点」の目的・役割を広く区民に周知すること
3. 地域資源を有効に活用するコーディネート力の必要性